

平成28年7月22日

PTA会員様

大阪府立藤井寺工科高等学校
定 時 制 の 課 程
PTA会長 堤 珠美
准校長 森村 利和

「全国高P連賠償責任補償制度」加入のお知らせ

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は本校のPTA活動に格別のご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、標記について、定時制の課程PTAとして団体で加入しましたので、補償制度の概略をお知らせします。

つきましては、補償制度の趣旨をご理解のうえ、ご協力をお願い申し上げます。

記

1 制度名称 全国高P連賠償責任補償制度

2 加入

(1) この制度はPTA単位で加入するため、定時制の課程のPTAでまとめて掛け金を納入しています。個人ごとに掛け金を納める必要はありません。

(2) 加入対象者は在校生徒全員です。(在学期間中です。) 個人ごとの加入ではありません。

3 制度概略

(1) 加入期間 平成28年8月1日午前0時～平成29年3月31日午後12時まで
(平成29年4月1日からは自動更新になります。)

(2) 掛け金 今年度は8月からの中途加入のため、8か月分で生徒1人につき203円です。
(平成29年4月からの自動更新では、12か月分で生徒1人につき400円です。)

(3) 補償内容

① 生徒賠償責任

ア 生徒に過失があり、他人の身体の障害または財物の損壊について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を払う。

イ 支払い限度額 (対人・対物合算で) 1億円 (自己負担額5000円)

② PTA賠償責任

ア PTA管理下において、PTA活動の遂行に起因して生じた偶然な事故により、他人の身体に障害を与えたこと、または他人の財物を滅失、破損、汚損させたこと等による損害に対して、保険金を払う。

イ 支払い限度額 対人 1人につき5000万円 対物 1事故につき5000万円

4 引受保険会社

(1) 東京海上日動、A I U、三井住友海上、損害保険ジャパン日本興亜の損害保険4社による共同保険契約です。

(2) 代表は東京海上日動で、申し込みや事故対応を担当しています。

全国高P連賠償責任補償制度 概略

生徒賠償責任

Q1 どんなときに補償されるのですか？

校内はもちろん、登下校中や休日などに起きた事故まで24時間補償されます！

例えば、以下のような事例があります。

- 生徒が休み時間にふざけてガラスを割った。
- 生徒が自転車に乗っていて、誤ってお年寄りにぶつかりケガをさせた。
- 生徒がトレーニングのため路上を走っていて、誤って他人にぶつかってケガをさせた。
- 生徒が買い物中に誤って店の商品を壊した。

Q2 保険金額は？

支払限度額（対人・対物合算） 1事故につき1億円 免責金額（自己負担額） 1事故につき5千円

■ご注意！

1 学校管理下での事故

➡学校管理下の事故の場合、生徒だけでなく、学校も管理責任を問われるケースが多いと考えられます。本保険で対象とするのは生徒が法律上の賠償責任を負った部分のみとなりますのでご注意ください。生徒の過失が認められた部分については学校管理下であっても補償の対象となります。

2 けんかによる加害事故

➡けんかによる加害事故については、本人の故意によるものとみなされることが多く、その場合は補償の対象となりません。

3 アルバイト中の事故

➡会社や店で業務に従事中に発生した賠償責任は使用者である会社側が負うのが一般的ですが、生徒個人の過失が認められた部分については補償の対象となります。

P T A賠償責任

PTAに過失があり、PTA活動中に、他人の物を壊したり、他人をケガさせたり、他人から借りた物を壊したりしたときの保険です。

Q どんなときに補償されるのですか？

例えば、以下のような事例があります。

- 対人・対物：PTAの催しで会場設備の不備により来場者にケガをさせた。
高校敷地内でPTAの奉仕活動中、除草作業で石を跳ね学校のガラスを破損。
- 保管物：PTA総会で使用するために借用した設備を誤って落として壊した。
教職員も、PTA活動従事者であれば、PTA団体の補償の対象となります！

Q 保険金額は？

支払限度額 対人 1名につき5千万円

対物 1事故につき 5千万円

補償の対象とならない場合（主なもの）

生徒賠償責任

- ①保険契約者、被保険者の故意
- ②戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議
- ③地震、噴火、洪水、津波または高潮
- ④自動車、原動機付自転車もしくは航空機または船舶・車両（原動力がもっぱら人力であるものを除きます。）または銃器の所有、使用、管理に起因する賠償責任
- ⑤被保険者と同居する親族または被保険者と生計を共にする別居の親族に対する賠償責任
- ⑥被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊につき、正当な権利（所有権等）を有する者に対する賠償責任（例：借用中のパソコンを壊した）
- ⑦被保険者の心神喪失に起因する賠償責任
- ⑧日本国外で生じた事故に起因する損害
- ⑨他人との特別の約定により加重された賠償責任 等

PTA賠償責任

[共通]

- ①保険契約者、被保険者の故意
- ②戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議
- ③地震、噴火、洪水、津波または高潮
- ④日本国外のPTA活動で生じた事故に起因する損害
- ⑤他人との特別の約定により加重された賠償責任
- ⑥ PTA 活動終了後に行われたPTA 活動以外の活動に起因する賠償責任 等
[PTA活動に伴う賠償責任のみ]
- ⑦自動車、原動機付自転車または車両（原動力がもっぱら人力であるものを除きます。）の所有、使用、管理に起因する賠償責任
- ⑧PTAの占有を離れた物や飲食物に起因する賠償責任
- ⑨ PTA が所有、使用または管理する施設の修理、改築または取壊しなどの工事に起因する賠償責任
[保管物に係わる賠償責任のみ]
- ⑩被保険者が借用した保管物のかし、自然の消耗もしくは性質による破損または借用した保管物を貸主に返還した日から30 日を経過した後に発見された保管物の破損に起因する賠償責任

事故が起きた場合のご注意

1. 保険事故または保険事故の原因となる偶然な事故が発生したときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面で引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合には、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。保険金請求権には時効（3年）がありますのでご注意ください。
2. この保険は、「示談交渉サービス」はございません。

●補償内容・制度についてのお問い合わせ窓口

■ 東京海上日動火災保険株式会社 TEL. 03-3515-4133

■ 一般社団法人 全国高等学校PTA連合会

東京都千代田区神田佐久間町2-1 奥田ビル301 TEL. 03-5835-5711

もし事故が起これば！

事故が発生した際は、保護者・生徒、いずれか適当な方がすみやかに、下記フリーダイヤルへ下記事項をご連絡ください。

東京海上日動安心110番 0120-119-110（受付時間 365日・24時間）

各都道府県の東京海上日動損害サービスセンターが対応致します。

次の①～⑨までを確認のうえお電話ください。

- ① 「全国高P連の制度」と必ずお申出ください。
- ② 学校名（大阪府立藤井寺工科高校 定時制）
- ③ 事故発生日時
- ④ 事故発生場所
- ⑤ 加害者の氏名
- ⑥ 被害者の住所氏名
- ⑦ 事故の原因
- ⑧ 被害の程度
- ⑨ その他の必要事項

この「おしらせ」はPTA賠償責任保険の概要を説明したものです。詳細は「全国高P連賠償責任補償制度の手引き」に掲載の保険約款によります。